

商 品 概 要 説 明 書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(2026 年 4 月 1 日現在)

商 品 名	・ スーパー定期貯金＜年金予約定期貯金＞
ご利用いただける方	・ 個人のみとし、当 J A にて年金ご予約サービスをお申込まれている方
期 間	・ 1 年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
預入額	・ 500 万円以下
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）発行店舗	・ 一括預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 年金予約者（年金予約サービスを申し込まれている店舗）
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・ 預入時の店頭表示金利に 0.10％を上乗せし、満期日まで適用します。 なお、自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率に 0.10％を上乗せし、当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１） 約定した預入期間が 1 か月以上 1 年未満の場合 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50％ ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または経営管理部（電話：０２３－６２４－８２６５）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合経営管理部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・満期日以後の適用金利 継続時、引き続き年金ご予約サービスをお申込まれている場合は、本定期貯金の金利を継続いたします。 公的年金を受け取られた場合、又は年金ご予約サービスの利用を解約された場合は、スーパー定期貯金（単利型）の店頭金利を適用します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡやまがた